

越 監 公 表 第 6 号

地方自治法第199条第12項の規定により、教育長から平成30年4月9日付け越監第249号の定期監査の結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので別紙のとおり公表する。

平成30年 6月26日

越谷市監査委員 井 上 茂 平

越谷市監査委員 竹 岡 善 幸

越谷市監査委員 金 井 直 樹

越谷市監査委員 大 野 保 司

監査の結果に係る措置について

学校教育部

【指摘事項】

<支出事務>

(1) 旅費の支出事務において、支給金額に誤りのあるものがあった。

職員に対し支給する旅費については、越谷市職員等の旅費に関する条例により、最も経済的な通常の経路及び方法により計算することが規定されている。

職員への旅費の支給状況を確認したところ、ICカードを利用していたにもかかわらず、誤ってICカード利用なしとして入力したことにより過支給となっていたものである。(指導課)

【措置等の内容】

ご指摘いただきましたことにつきましては、庶務事務システムの起案者及び決裁者による申請内容の確認が不十分であったことから、支給金額に過支給が生じてしまいました。

誤った旅費の請求については取り下げの手続きを行い、平成30年2月支給分で精算処理を行いました。

今後は、越谷市職員等の旅費に関する条例を再確認するとともに、旅費の支給に関する手引及び庶務事務システム運用マニュアルについて職員に周知徹底を図り、適正な事務処理に努めてまいります。